

公害等苦情処理状況 (関連：住みよいまちに本編 第2章)

苦情内訳 (平成28年度から令和2年度実績)

年度	典型7公害							その他					総数
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	空地管理	廃材放置	害虫飛来	動物愛護	その他	
平成28年度	38	7	0	6	0	0	10	32	1	4	5	1	104
平成29年度	34	4	0	6	0	0	4	33	3	1	5	6	96
平成30年度	11	1	0	10	0	0	4	8	0	1	1	1	37
令和元年度	11	1	0	1	0	0	3	13	0	1	1	0	31
令和2年度	29	9	6	10	1	0	13	32	0	2	21	16	139

大気汚染 (関連：住みよいまちに本編 第3章)

1 大気汚染に係る環境基準

(1) 大気の汚染に係る環境基準 (昭和48年環境庁告示第25号 改正 平成8年環境庁告示第73号)

物質名	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。

(2) 二酸化窒素に係る環境基準 (昭和53年環境庁告示第38号 改正 平成8年環境庁告示第74号)

物質名	環境上の条件
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

※燃料などが燃えるとき、空気中の窒素や燃料に含まれている窒素分が酸化されることにより窒素酸化物が発生します。発生直後は大部分が一酸化窒素ですが大気中で次第に酸化され、二酸化窒素に変化していきます。一酸化窒素は環境基準が設定されていませんが、二酸化窒素は呼吸器系に悪影響を与えるため、環境基準が定められています。

(3) 微小粒子状物質に係る環境基準（平成21年環境省告示第33号）

物質名	環境上の条件
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

(4) 微小粒子状物質に係る注意喚起のための暫定的な指針（平成25年2月27日専門家会合報告）

	日平均値	1時間値	行動の目安
レベルⅡ	70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超	85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超	不要不急の外出を控える。
レベルⅠ	70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	高感受性者は、体調の変化に注意する。

【備考】

- ・微小粒子状物質（PM_{2.5}）の発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもあります。
- ・微小粒子状物質（PM_{2.5}）においても、光化学スモッグと同様に、県からの注意喚起情報に基づき、迅速に周知を行い、住民の安全・安心の確保に努めています。

(5) 光化学スモッグ広報の区分及び発令基準

広報の区分	発令基準
予報	オキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達する恐れがあると判断されるとき。
注意報	オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。
警報	オキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。
重大警報	オキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。

【備考】

- ・光化学スモッグを防止するには、窒素酸化物（NO_x）と炭化水素を規制することが必要です。このうち、窒素酸化物については、工場や自動車に対して規制が行われています。
- ・また、県では、「光化学スモッグ緊急時対策実施要領」等を定めて、オキシダント濃度と気象条件に応じて予報や注意報、警報等を発令するとともに発生源の緊急的な排出抑制を実施しています。
- ・本市におきましても「たつの市光化学スモッグ緊急時対策実施要領」を定め、県からの注意報や警報等の発令に基づき、迅速に周知を行い、住民の安全・安心の確保に努めています。
- ・なお、本市における光化学スモッグ広報は、平成27年5月27日の予報以降発令されていません。

2 大気汚染等常時監視網

大気環境等を常時監視するために、市役所測定局（市役所3階、兵庫県設置）に自動測定器を設置しています。

測定項目						
浮遊粒子状物質 (SPM)	一酸化窒素 (NO)	二酸化窒素 (NO ₂)	光化学オキシダント (O _x)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	風向 (WD)	風速 (WS)

市役所測定局の兵庫県設置機器については、テレメータシステムにより、大気環境測定結果を兵庫県環境影響評価室へ常時送信しています。また、市役所の光化学オキシダントの測定値は、光化学スモッグ緊急時広報の発令基準等になっています。

3 大気汚染物質の説明

(1) 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中の粒子状物質のうち、粒径が10 μ m(1/100mm)以下の粒子状物質のことを「浮遊粒子状物質」といい、工事等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻上げなどの自然現象によるものもあります。

大気中に存在する浮遊粒子状物質は、燃料等の燃焼に伴い発生する「降下ばいじん」と、物の破砕や鉱物、火山灰等のたい積に伴い発生、飛散する「浮遊粉じん」に分類されます。

(2) 二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物 (NO_x) は、空気中で物が燃えると必ず発生します。そのほとんどが一酸化窒素 (NO) で、これが大気中で酸化され二酸化窒素 (NO₂) に変化します。

二酸化窒素は水 (冷水) と反応すると、硝酸や亜硝酸が生成され、この反応が酸性雨の原因となっています。

(3) 光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントは、オゾンやPANなどの酸化性物質の総称であり、これらの物質は、大気中の窒素酸化物や炭化水素が強い紫外線を受けて、光化学反応を起こし、二次的に生成すると考えられています。また、夏季の「日差しが強い」、「温度が高い」、「風が弱い」日に発生しやすく、気象条件に大きく左右されます。この光化学オキシダントによる大気汚染を光化学スモッグといいます。

(4) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

浮遊粉じんのうち、2.5 μ m以下の粒子状物質のことで、粒径が浮遊粒子状物質 (SPM) より小さくなることから、肺の奥まで入りやすく健康影響が懸念されています。排出時において、既に粒子のものと、窒素酸化物などのガスが大気中で化学反応し二次的に粒子化するものがあります。